

平成20年9月30日提出資料

## 第5回議会のあり方等検討特別委員会議事概要

日時：平成20年8月18日（月）

午前10時から

場所：第1委員会室

【竹井委員長】 おはようございます。

きょうは、大変暑い日が続いております。きのうからちょっと涼しい風が吹いて、きょうは少し涼しい日になりました。

お盆休みも終わって、いよいよきょうから本格的にまた気持ちを入れかえて、9月議会も目前に迫っておりますけれども、7月末にお約束をしておりました会議が、いろいろ打ち合わせ等、少しスケジュール的におくれが出まして、きょう開催をさせていただくことになりました。

宮村委員は、人間ドックに予約が入っていたということで、日程がどうしてもずれないということでしたので、きょうは欠席ですが、あとは全員御参加いただきました。

事項書にもありますとおり、きょうは、あまり内容は、委員会での議論については前回の決定事項等ぐらいしかございませんが、その後、資料説明等もまた入れてございますので、しばらく時間のほうをいただきたいと思います。では、座ってやらさせていただきます。

それでは、まず、事項書1番目の第4回特別委員会議事概要及び決定事項の確認について、事務局より説明をいたさせます。

事務局長。

【西川事務局長】 それでは、お手元に配付させていただきました第4回特別委員会議事概要及び決定事項の確認について説明させていただきます。

これは、第4回は去る7月1日火曜日に午後1時から開催させていただきました特別委員会でございます。議事概要につきましては非常に長いものですから、説明は省略させていただきますと存じます。

それでは、決定事項のほうを説明させていただきますが、7月1日に開催されました第4回の議会のあり方等検討特別委員会につきましては、前段におきまして、名城大学法学部教授でございます駒林良則先生の講演の後、協議に入ったところでございます。

協議におきます決定事項といたしましては、第1点目、第3回の議会のあり方等検討特

別委員会の議事概要の確認と同じく決定事項の確認でございます。3点目といたしましては、第5回の特別委員会の開催の日程とそれからテーマについて決定をいたしております。

以上でございます。

**【竹井委員長】** ただいま、事務局長より議事概要と決定事項の確認について報告をいたさせました。

議事概要につきましてはお手元に事前配付させていただきましたが、駒林教授の講演概要、それと質疑の中身ということでお手元へ配付いたしております。前回も確認しましたが、各委員の発言の中で少しニュアンスが違うというのがございましたら、また確認の上、事務局のほうにお申し出願いたいというふうに思います。それによって最終的に、また調整があれば新しいものを配らせていただきます。特段なければ、そのまま議事概要として配付をいたしていただきます。すべて公開になっておりますので、十分チェックをお願いいたしたいと思います。

決定事項、第5回はきょうになりましたけれども、内容だけでございましたが、特段御質問、御意見はございませんか。よろしゅうございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**【竹井委員長】** それでは、議事の第1項目の第4回特別委員会の議事概要及び決定事項の確認について終わらせていただきます。

次に、第2項、その他の項に入らせていただきます。

まず、その他の項の1番目につきましては、第3回で御報告したと思いますが、コンサルタントの契約をすることということで、ぎょうせいという会社と契約をいたしまして、2つの委員会のコンサルになっておりますが、今後我々の特別委員会の進め方についてのサポートをしてもらうというふうな協議をしておりますが、その中で、きょう、今この会議に出ておられますけれども、発言を求めようとすると、参考人という形で決定をしておかないと委員会での発言が求められませんので、参考人の扱いの手続について御協議を願いたいというふうに考えております。事務局から説明をいたさせますので、よろしくお願いをします。

事務局長。

**【西川事務局長】** 当特別委員会のサポート業務の委託先でございます、株式会社ぎょうせいの2名の職員につきまして、特別委員会の場において適時説明等の意見を聞けるように参考人として出席をするようにしていただきたいということで、委員長のほうへお願

いさせていただきます。

根拠といたしましては、地方自治法110条でございます。これは、109条の第6項を準用しております。これは常任委員会のことが書いてありまして、特別委員会でも準用されております。それを少し読みますと、「当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。」と。これが特別委員会でも準用されております。

当亀山市議会委員会条例第29条には、地方自治法を受けまして、「委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。」。2項といたしまして、「前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。」というふうになっております。これらの法、条例を受けての参考人ということになります。

そして、まず、参考人として出席を求める人ということで、株式会社ぎょうせい東海支社開発課安井 順之さん、もう一方といたしまして、株式会社ぎょうせい東海支社開発課安藤 敦司さん、この2名でございます。

参考人として出席を求める日でございますが、このサポート業務の委託期間が平成21年3月25日までとなっておりますので、この間におきます特別委員会が開催される日のうち参考人の意見を求める必要があると判断された日でございます。

それから、3番目として、「意見を聴こうとする案件」でございますが、現在検討が進められております当市の議会基本条例の素案の作成について、この3点で参考人として出席を求めるということでございます。

以上でございますが。

**【竹井委員長】** ただいま、事務局長より特別委員会の参考人の出席についての説明をいたさせました。常任委員会の規定を準用して、この特別委員会にもそれを準用した上で参考人招致という形で当委員会への出席をし、また意見を述べてもらうというふうなことでございますが、御質問なり御意見がございましたらお願いをいたしたいと思いますが、不明な点等、よろしゅうございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**【竹井委員長】** 手続上はこの委員会で確認をしていただきましたので、あとは、その委員会の必要に応じて、議長より当該参考人のほうへ出席を求めるという手続をとらせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、参考人の出席については、当委員会については承認をするということで決定をさせていただきます。

次に、同じく、今参考人として出席を求めようになりました株式会社ぎょうせいと正副委員長を含めて、少し今後の進め方について打ち合わせをさせていただきました。詳細についてはまだ完全にできておりませんが、粗いところで事務局のほうに今提案がされてございますので、全体の流れというよりも、直近、この数カ月の間どうしても必要になる作業等がございますので、その内容について事務局より報告をいたさせます。

事務局長。

【西川事務局長】 株式会社ぎょうせいのほうから提案をいただきました、議会基本条例の制定に向けた作業の進め方について説明させていただきます。

当市議会の運営などについて、まず現状を把握して、議論の上、課題を整理し、積み上げていくというボトムアップ型で議会基本条例の素案を作成すると、こういう方法を提案いただいております。

具体的には、まず、当市議会などの運営などにおきまして、現状把握のための問題点、課題の洗い出しから始めるということになります。そして、出されました問題点、課題を整理いたしまして、討論すべき事項の絞り込みを行います。その後、絞り込んだ事項について議論を進めていただき、合意の得られたものから順次議会基本条例の素案に反映していくと、このようになろうかと思えます。

この方法で進めていきますと、まず、現実的には9月の定例会の閉会後になろうかと思えますが、現状の把握のための問題点、課題を挙げていただきたいと存じます。そして、個々の課題等の整理を行い、具体的な検討課題にまとめ上げて、検討事項ごとに順次議論を進めていただくということになろうかと思えます。さらに、細部の説明ということになれば、また後ほどコンサルのほうから説明をしていただきたいというふうに存じます。

以上、ざっとした説明でございますが、このようなボトムアップ型で議会基本条例の素案の作成を図ると、このような方向を提案いただいております。

以上でございます。

【竹井委員長】 ちょっとわかりにくいかもしれません。3月までの大きなスケジュールというよりも、まず、どうやって進めていこうかというふうな流れの中で、条例のひな形というのは既に皆さんのほうにお示しをした県と市のいろんなものがございます。そこから絞り込んでいくという形ではなくて、一たんそれぞれ課題や問題がどう認識している

のかということ少し委員会なり個々の委員の方からの御議論をいただいて、そこからピックアップして少しずつ課題整理をしたほうが亀山らしい条例になるのではないかと。亀山の実態に合わない、いいところだけとってきてても市の実態と条例とが合わなくなるということで、少しそういう作業を先にやったらどうだろうかというふうな御提案をいただきました。正副も一緒に議論を重ねてまいりましたが、そのほうが一番わかりよいかなどということで、今後その作業にぎょうせいのほうへもお願いをして入ってもらおうかと。

ただ、どんな手順で、どんな方法でというのがまだ煮詰まっておきませんので、きょうは、そういう課題のピックアップを当面やって、そこから1つずつ整理をして、そこと条例とをくっつけていくと、亀山の条例にそこをつくり上げていく、そんなような考え方でどうだろうかということで、今局長に説明してもらいましたようなボトムアップ型というふうなことになりました。具体的な内容がないものですから、ちょっと口だけの説明でわかりづらいと思います。

次の9月の第6回までには少し整理されたものを皆さんのほうに書面でお示しして、議論に入っていけるように、また課題がピックアップできるように考えております。ちょっと時間が足りなくて、きょうの委員会に間に合わなかったものですから、個々の課題を持ち寄って整理して、それを条例に結びつける、そんなような考え方で今後進めていきたいと考えておりますが、御意見がございましたらお伺いをしたいと思います。

よろしゅうございますか、こういう進め方。少し時間はかかりそうですけれども、作業がうまくいけば、亀山らしいものにつくり上げていくというような形になります。もう少し整理をしたものを次の委員会では書面で出させていただきますので、方向性としては、まず課題整理、それからそれをまとめ上げるというふうな形で、この数カ月、その作業に入るということで御確認をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それから、最後に、次の開催日程を先に確認させていただきたいと思います。

9月議会が予定では24日終了というふうには聞いております。まだ議運に出ておりませんが、一応24日終了というふうには聞いておりますが、それ以降で、9月議会の間にもまた日程確認はとれると思いますので、24日終了以降で開催をいたしたいというふうには考えておりますので、ちょっとまだ日は確定しておりませんので、また御予定のほう、9月の本会議中にまた確認はさせていただきますので、ここは御予定が入るということであれば、また事前に確認をさせていただきます。一応24日終了以降ですから、25日以降で、できれば9月中に1回開きたい。ただ、9月議会が入っていますので、事務局のほ

うも随分その間時間をとられますので、どこまで進むかわかりませんが、何とか9月中に第6回を開催したいと思っておりますので、御予定のほうだけ、1週間ぐらい枠をあけていただければありがたいというふうに思います。また改めて9月に確認をさせていただきます。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 済みません。じゃ、9月末ということで、改めて詳細が決まりましたら日程のほうは確認させていただきます。

一応第5回の特別委員会については協議事項は以上でございますので、ここで特別委員会については閉めさせていただきます。この際、何か御発言はありますか。

水野委員。

【水野委員】 次の日程、9月24日以降ということですが。今、進め方、いわゆるボトムアップ方式にすると、問題点を洗い出そうじゃないかということですが、次の第6回の特別委員会、それまでに各委員が現行における諸制度を含めた問題点を持ち寄ることなんでしょうか。そこら辺を確認しておきたいんですが。

【竹井委員長】 今、水野委員から、次の段階でもう既に問題点を持ち寄るのかでございますが、今のところ、そこまでの日程は考えておりません。多分9月議会が入るので難しいだろうという、事務局のほうも動けないだろうと。

ですから、今提案した内容のもうちょっと具体的なものを整理して9月末には提案をしたいと思っております。そこから入っていきたいということです。次の段階ではまだ完全な、だから、それまでに問題点のピックアップをそれぞれあれば考えておいてほしい。ただ、そこでピックアップするかどうかはまだわかりません。もうちょっとおくれるのではないかと。少しまだ具体的なスケジュールが決まり切っておりません。9月議会直後ですので、各議員の方も余裕があるかどうかというのが出てきますので。

では、先ほどの水野委員からの御提案については、少しこちらの検討項目ということで預らせていただきたいというふうに思います。

特別委員会についてはここで閉めさせていただきたいというふうに思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

どうもありがとうございました。